

事業事前評価表

国際協力機構人間開発部保健第二グループ

1. 案件名

国名： フィリピン共和国

案件名： 和名 科学的根拠に基づく薬物依存症治療プログラム導入プロジェクト

英名 The Project for Introducing Evidence-based Relapse Prevention Programs to Drug Dependence Treatment and Rehabilitation Centers in the Philippines

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における違法薬物対策セクターの開発実績（現状）と課題

2016年に就任したドゥテルテ大統領が最優先課題として取り組んでいるのが違法薬物対策であり、徹底的な取り締まりの強化により、100万人以上が自首し治療や社会的サポートを求めていると報道されている¹。フィリピン全国で保健省認可を受けた既存の薬物依存症治療施設 (Treatment and Rehabilitation Centre: TRC) は42施設²あるが、入所者の急増により、TRCの数が不足し、治療・リハビリの提供や質の担保が十分になされない状況が続いている。

このような状況下、フィリピンでは、2016年10月の大統領令³により省庁間タスクフォースが組織され、TRCの整備・支援に取り組んでいる。当該タスクフォースで副議長を務める保健省は、大統領令を着実に実行する中心的役割を担っており、資金を動員し、TRCの新規建設に向け取り組んでいる。一方で、TRCで提供されている治療プログラムについて、その治療効果の把握や向上が課題となっており、フィリピン政府は、再発予防に効果的な治療プログラムの導入の必要性を認識し、既存のTRCで提供されている治療プログラムの見直しも検討されている。

(2) 当該国における違法薬物対策セクターの開発政策と本事業の位置づけ

¹ 2017年1月13日NHK放送「国際報道2017」

² List of Drug Abuse Treatment and Rehabilitation Center - as of December 2015, Health Facilities and Services Regulatory Bureau, DOH
http://hfsrb.doh.gov.ph/images/Listing/DATRC_listingDec2015.pdf

42施設のうち、宿泊型治療施設は39施設で、うち公立が14か所、民間が25か所。一方、通所型治療施設は3施設あり、うち公立が1か所、民間が2か所。

³ Executive Order No.04: Providing for the Establishment and Support of Drug Abuse Treatment and Rehabilitation Centers Throughout the Philippines
<http://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2016/10oct/20161011-EO-4-RRD.pdf>

本事業は、TRC での治療プログラムの改善を目指した技術協力プロジェクトであり、リラプス予防モデル⁴に立脚した具体的治療モデルとして科学的根拠が確立されているマトリックス・モデル⁵をフィリピンに導入することにより、TRC における治療プログラム実施に係る能力強化を目指す。当国の「薬物対策国家行動計画 2015-2020⁶」で挙げられている5つの戦略の柱のうち「違法薬物需要削減戦略」において、「治療及びリハビリテーション」はこの戦略を推進するプログラムとして位置付けられており、本事業は、薬物依存症治療プログラムサービス提供者の能力強化を図る点で、本行動計画に貢献するものである。また、「フィリピン開発計画 2017-2022⁷」において、違法薬物対策は現政権の重点政策であることが述べられており、本事業は、公衆衛生アプローチの介入により治療プログラムに係る課題解決に貢献するものである。

(3) 違法薬物対策セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は、2016年10月26日に開催された日・フィリピン首脳会談において、薬物使用者の更正等を支援したい旨を表明し、日・フィリピン経済協力関係強化を確認した。これにより、日本政府は、フィリピン政府関係者等との協議を通じ、薬物使用者の更正及びリハビリ分野への具体的な支援を迅速に実施していく方針とした⁸。続いて、2017年1月12日の日・フィリピン首脳会談においても、安倍総理大臣は、違法薬物対策に関し、日本は、民間の知見も活用してオールジャパンで協力することとし、同年2月の関係省庁高官の日本への招聘以降、治療施設の整備、治療プログラムの策定、人材育成・啓発活動に対する支援を行い、コロンボプラン⁹と連携した更生支援も実施する旨を述べた¹⁰。

対フィリピン共和国国別開発方針（2012年4月）においては、脆弱性の克服

⁴ 再発予防すなわち断薬の状態を継続させるための治療モデルで、米国ワシントン大学（当時）の G. アラン・マーラット氏によって開発された。再使用に至りやすいハイリスク状況を同定し、こうしたハイリスク状況への対処を学習する。アルコール依存、薬物依存から性犯罪や摂食障害の治療まで、適用範囲は広い。（G. アラン・マーラット、デニス・M. ドノバン（2011）『リラプス・プリベンション』（原田隆之訳）日本評論社）

⁵ マトリックス・モデルは、米国 Matrix Institute on Addictions が 1980 年代に開発した治療プログラムで、豊富な有効性に関する科学的根拠を有し、今日では米国を始め世界各国で実施されている。（米国 Matrix Institute on Addictions ホームページ）

<https://www.matrixinstitute.org/about-matrix-institute/>

⁶ National Anti-Drug Plan of Action 2015-2020, Dangerous Drugs Board
http://www.ddb.gov.ph/images/NADPA_2015-2020_final_draft.pdf

⁷ Philippine Development Plan 2017-2022, National Economic and Development Authority
<http://pdp.neda.gov.ph/wp-content/uploads/2017/01/PDP%202017-2022-06-06-2017.pdf>

⁸ 2016年12月12日から16日まで薬物対策支援調査団が派遣され、協力ニーズについてフィリピン政府関係者との協議が行われた。（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004041.html

⁹ 1950年に提案されたアジア太平洋地域の国々の経済社会の発展を支援する協力機構。日本も加盟国として1955年から研修員受入れや専門家の派遣といった技術協力を行った。（外務省ホームページ）

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/oda/page23_000407.html

¹⁰ 外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001951.html

を重点分野として貧困層への影響の高い各種リスクの最小化が課題であるとし、保健医療等の分野におけるセーフティネットの整備を行うこととしている。また、対フィリピン共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 11 月）では、横断的課題として、社会的弱者への影響が大きい各種脆弱性の克服が挙げられている。本分野への対応は、我が国の協力方針及び JICA の分析に合致し、薬物依存症治療の改善を通じて健康な生活の確保に資することから SDGs ゴール 3 に貢献するものである。

(4) 他の援助機関の対応

EU の資金により当分野において WHO の専門家を派遣し、コミュニティーケアに関するガイドラインの作成等の技術支援を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、フィリピンにおいて、TRC での治療プログラムの改善を行うことにより、フィリピン政府の効果的な治療サービス提供能力の強化を図り、もって TRC 退所者の健康状態や生活状況が改善することに寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ビクタン TRC 及びタガイタイ TRC を薬物依存症リラプス予防モデル（以下、「フィリピン版マトリックスプログラム」という。）導入のパイロット施設とし、その後のトレーニングモジュールの実施検証施設として、上記パイロット施設に加え他 3 か所の TRC（プロジェクト開始後に検討・決定）を対象とする。同国に導入される治療モデルとして確立され、実施検証を経たフィリピン版マトリックスプログラムは、育成された人材や成果を活用し、保健省自身の主導により、全保健省管轄 TRC への普及展開に向け、体制を整備する。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：保健省違法薬物乱用予防・治療プログラム (Dangerous Drug Abuse Prevention and Treatment Program: DDAPTP)、全保健省管轄 TRC

最終受益者：全保健省管轄 TRC 入所者

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2017 年 11 月～2022 年 10 月を予定（計 60 ヶ月）

(5) 総事業費（日本側）

約 5 億円程度

(6) 相手国側実施機関

保健省 DDAPTP

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣：チーフアドバイザー、業務調整/公衆衛生、等 120M/M
- ② 研修員受入：本邦研修、第三国研修
- ③ 機材供与：プロジェクト活動に必要な機材

2) フィリピン国側

① カウンターパートの配置

プロジェクト・ダイレクター：保健省次官

プロジェクト・マネジャー：保健省 DDAPTP マネジャー

技術コーディネーター：ビクタン TRC 及びタガイタイ TRC 医療専門官

その他のカウンターパート

- ② 執務スペース及び必要機器
- ③ ローカルコスト（プロジェクト実施に必要な運営費）
- ④ カウンターパートのフィリピン国内移動旅費
- ⑤ プロジェクト活動に関連する必要なデータの提供

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進/平和構築・貧困削減

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

- ① 無償資金協力「違法薬物使用者治療強化計画」（2017年）
- ② コロンボプランを通じた支援（フィリピン対象地域5か所にて違法薬物対策に係るコミュニティケアトレーナー育成の協力について検討

中。)

- ③ 本邦招へい事業（2017年2月及び7月の2回に亘り、フィリピン薬物対策に係わる高官を招聘し、日本国内の薬物依存症治療施設及び啓発現場の視察等を実施。）
- ④ 課題別研修「犯罪者処遇（矯正保護）」「犯罪防止及び刑事司法」

2) 他ドナー等の援助活動

EUの資金により当分野においてWHOの専門家を派遣し、コミュニティケアに関するガイドラインの作成等の技術支援を行っている。TRC及びコミュニティで取り入れる治療プログラムが一貫性・整合性のとれたものとなるようWHOと連絡調整していく。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

フィリピンのTRC退所者の健康状態や生活状況が改善する。

<指標1> 薬物使用に関する各指標（リラプス〔薬物再使用〕率、使用頻度及び量、断薬期間）が改善する。

<指標2> 刺激薬物再使用リスク評価尺度（Stimulant Relapse Risk Scale; SRRS）¹¹で測られるTRC入所者のリラプスリスクが軽減する。

<指標3> TRC退所者のアフターケアプログラムへの参加が増える。

<指標4> TRC退所者の就労、職場復帰、復学が増える。

2) プロジェクト目標と指標

フィリピン政府における施設ベースの薬物依存症治療サービスを効果的に提供するための機能・体制が強化される。

<指標1> フィリピン版マトリックスプログラム研修と研修後のパフォーマンスモニタリングの継続的な実施を規定する政令が制定される。

<指標2> フィリピン版マトリックスプログラムのマスタートレーナーが少なくとも10人養成される（ルソン、ビサヤ、ミンダナオ各地域の専門家含む）。

<指標3> フィリピン版マトリックスプログラム研修と研修後のパフォーマンスモニタリングを全国で実施するための保健省予

¹¹ 薬物依存患者の刺激薬物に対する再使用リスクを多角的に判断・予測するために東京都医学総合研究所が開発した自記式質問紙尺度。（東京都医学総合研究所ホームページ）
<http://www.igakuken.or.jp/abuse/research/dependence/srrs.html>

算が、2021 年度以降継続的に確保される。

3) 成果

- 成果 1： 全国で適用可能な薬物依存症リラプス予防モデル（フィリピン版マトリックスプログラム）と研修システムが開発される。
- 成果 2： フィリピン版マトリックスプログラムの有効性が科学的な研究手法により実証され、それに伴いフィリピン政府の研究実施機能が強化される。
- 成果 3： 保健省の薬物依存症治療サービスのモニタリング評価機能が強化される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

保健省管轄 TRC 及び DDAPTP において資金・要員などの実施体制が整う。

(2) 外部条件（リスクコントロール）

- フィリピン政府の違法薬物禁止に対する政治的、経済的な方向性が著しく変化しない。
- TRC への新規治療方法の導入について、影響力のある外部団体から不当に妨害されない。

6. 評価結果

本事業は、フィリピン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

ペルーで実施された「人権侵害及び暴力被害住民への包括的ヘルスケア強化プロジェクト」（2005 年 3 月～2008 年 3 月）の事後評価（評価年度：2016 年度）では、上位目標の指標の一つとして暴力被害者のメンタルヘルスの改善が図られた。また、同事業では研修プログラムが開発され、精神疾患に対応する保健医療従事者の育成を目指したが、全国レベルの暴力被害者のメンタルヘルスに対する治療の需要に対応するには不十分であった。

(2) 本事業への教訓

フィリピンの地方政府もそれぞれの予算計画を持っており、保健省が管轄する TRC も一部、地方政府の予算の下で運営されている。また、活動計画から予

算執行までは 1 年かかるとされる。したがって、保健省は全国普及展開にあたり、各地方政府に対しても、本事業による当該 TRC へのトレーニングやプログラム導入が促進されるよう財務面での分担も周知徹底する。

さらに、普及展開することができる体制を内容面で支援するプログラムとしては、本事業のトレーニングシステムの一環として、全国に散在する TRC 間の知見の共有や研鑽等を促進し、ネットワーク化する学習支援ツールの開発等を実施する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了 3 年後 事後評価